



島根県報

平成30年5月11日（金）

第3,004号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

貸付金の元利償還金に係る未収金の徴収及び収納事務の委託	(医 療 政 策 課)	2
貸付金の支出事務並びに貸付金の元利償還金の徴収及び収納事務の委託	(")	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 がい 福 祉 課)	2

【公 告】

平成30年度登録販売者試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	2
------------------	-------------	---

【人委規則】

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		3
--	--	---

【人委告示】

平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施		4
-------------------------------	--	---

【労委告示】

あっせん員候補者の告示		6
-------------	--	---

【雑 報】

火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験の実施	(消 防 総 務 課)	8
-------------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第339号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県医学生・看護学生等貸付金事務のうち貸付金の元利償還金に係る未収金の徴収及び収納事務を平成30年4月1日から島根県松江市白潟本町71番地山陰債権回収株式会社に委託したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項の規定により告示する。

平成30年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、島根県医学生・看護学生等貸付金事務のうち貸付金の支出事務並びに貸付金の元利償還金（当該元利償還金に係る未収金を除く。）の徴収及び収納事務を平成30年4月1日から島根県松江市魚町10番地株式会社山陰合同銀行に委託したので、同令第158条第2項並びに島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第1項及び第56条の2第1項の規定により告示する。

平成30年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第341号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
藤井 雄介	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成30年4月27日
谷浦 隆仁	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成30年4月27日

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成30年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

平成30年5月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成30年11月15日（木）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、平成30年9月28日（金）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 試験願書の請求等

- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書し、82円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (2) (1)による場合のほか、最寄りの保健所でも交付する。また、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したもの1通

6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、県外居住者で証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

7 試験願書の受付期間

平成30年7月23日（月）から同年8月3日（金）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、8月3日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

8 試験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

9 合格者の発表

平成30年12月21日（金）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

10 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここ

に公布する。

平成30年 5月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第80病院の項中「地域医療室長」を「地域医療課長」に、「医療技術部長 技師長 薬局長」を「科長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成30年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成30年 5月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成30年 5月14日（月）から同年 6月13日（水）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送による場合は、6月13日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月11日（月）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	6名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	2名	

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、学歴、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	昭和60年 4月 2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成31年 3月31日までに卒業する見込みの者
女性	

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党

その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成30年7月8日(日) 受付時間 8:30~9:00 試験時間 9:30~17:00(予定)	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町) 又はサンラポーむらくも (松江市殿町)	平成30年7月27日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	浜 田 市	島根県立大学(浜田キャンパス) (浜田市野原町)		
第 2 次 試 験	平成30年8月19日(日)から 8月21日(火)までのうち指 定する日	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町) ※試験場は、変更する場 合がある。	9月上旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
	特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道、剣道及び情報処理)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかをみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準を満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

第1次試験の 加点対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上

	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	iBT	44点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
	情報処理 情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家試験）の合格	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書等）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は、加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）がその中から採用者を決定する。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成30年4月1日現在、大学卒22歳で月額206,349円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成30年 5月11日

島根県労働委員会会長 吾郷 計 宜

氏名	現職	経歴	委嘱年
吾郷 計宜	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成5、17、18年度島根県弁護士会会長 第41～45期島根県労働委員会委員	平成20年
射場かよ子	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成26年度島根県弁護士会会長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
岸田 和俊	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成19～25年年金記録確認島根地方第三者委 員会委員長 平成29年度島根県弁護士会会長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
尺田 祥三	第46期島根県労働委員会委員	山陰中央新報社論説委員長 島根県社会福祉協議会理事 第44～45期島根県労働委員会委員	平成25年
水野 彰子	第46期島根県労働委員会委員 弁護士	平成20、24年度島根県弁護士会会長 第44～45期島根県労働委員会委員	平成25年
小松原直樹	第46期島根県労働委員会委員 日立金属労働組合安来支部支部長	日立金属労働組合安来支部書記長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
斉藤 直子	第46期島根県労働委員会委員 U Aゼンセン島根県支部支部長	U Aゼンセン広島県支部次長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
仲田 敏幸	第46期島根県労働委員会委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長	山陰電力関連産業労働組合総連合会会長 中国電力労働組合山陰統括本部本部長 第43～45期島根県労働委員会委員	平成23年
成相 善朗	第46期島根県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長	安来市職員労働組合執行委員長	平成29年
細木 芳治	第46期島根県労働委員会委員 J A M山陰執行委員長	J U K I 松江労働組合執行委員長 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
伊中 和子	第46期島根県労働委員会委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長	島根地方労働審議会委員 第45期島根県労働委員会委員	平成27年
江田 小鷹	第46期島根県労働委員会委員 三和興業株式会社取締役会長 出雲商工会議所名誉会頭	出雲商工会議所会頭 第37～45期島根県労働委員会委員	平成11年
杉谷 雅祥	第46期島根県労働委員会委員 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会会長	島根県中小企業団体中央会副会長 一般社団法人島根県法人会連合会会長 第38～45期島根県労働委員会委員	平成13年
室崎 富恵	第46期島根県労働委員会委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事長 島根県知的障害者福祉協会会長 島根県社会福祉法人経営者協議会会長	島根県公安委員長 第44～45期島根県労働委員会委員	平成25年
森脇 建二	第46期島根県労働委員会委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事	島根地方労働審議会委員 島根地方最低賃金審議会委員 第43～45期島根県労働委員会委員	平成23年

立石 正計	島根県労働委員会事務局長	島根県健康福祉部参事	平成29年
黒田 利恵	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県健康福祉部青少年家庭課長	平成30年

雑 報

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成30年 5月11日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 鶴 田 欣 也

1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日

平成30年 9月 2日（日）

3 試験科目

丙種火薬類製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市大津町1123-3 （一社）島根県東部地区採石業協会内 出雲火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設会館内 大田市火薬類保安協会

邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四、34-1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成30年 6月19日（火）から同月28日（木）まで

(郵送による場合は、6月28日(木)までの消印があるものに限り受け付ける。)

7 受験手数料

17,000円(所定の方法により納付すること。)

8 問合せ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階 (TEL 0852-22-7202)